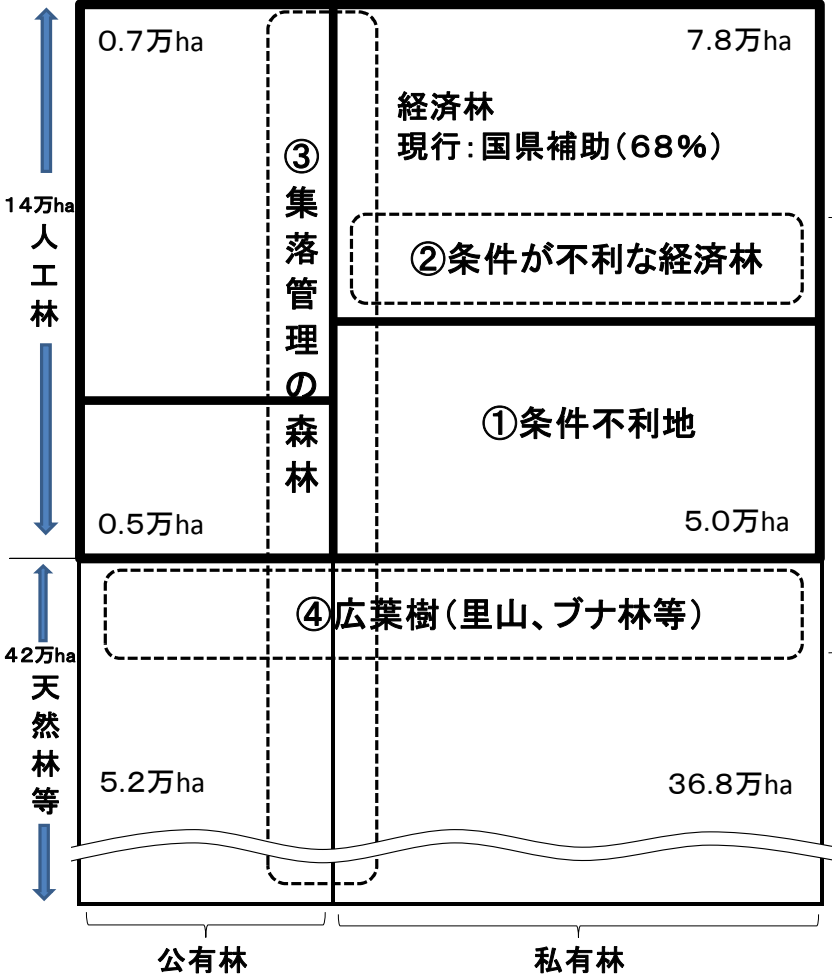


## ＜森林整備のあり方に係る議論のポイント＞

- 公的関与が必要な森林の範囲・対象
  - ・論点整理1 森林の範囲(どこを対象とすべきか)
    - ア 条件不利地
    - イ 条件が不利な経済林
    - ウ 集落管理の森林
    - エ 広葉樹(里山、ブナ林等)
  - ・論点整理2 森林施業の対象(どのような施業を実施するか)

# 論点整理 1

公的関与が必要な森林の範囲をどう考えるか



森林の区分	税の対象			
	国 (検討中)	37府県 ※1	該当数	内容
①条件不利地	○	△	33	間伐
②条件が不利な経済林	×	△	14	間伐、植栽 (国・県補助上乘せ)
③集落管理の森林	×	△	25(9) ※2	除伐、間伐、植栽
④広葉樹(里山、ブナ林等)	×	△	29	下刈、除伐、更新 伐、植栽等

※1 : 一部の県が対象 (△)  
 ※2 : 9 県が財産区等の集落管理に限定、ほか16県は市町村管理等も対象

## ＜公的関与が必要な森林の範囲＞

国や他府県等の状況を踏まえ、範囲・対象をどうすべきか

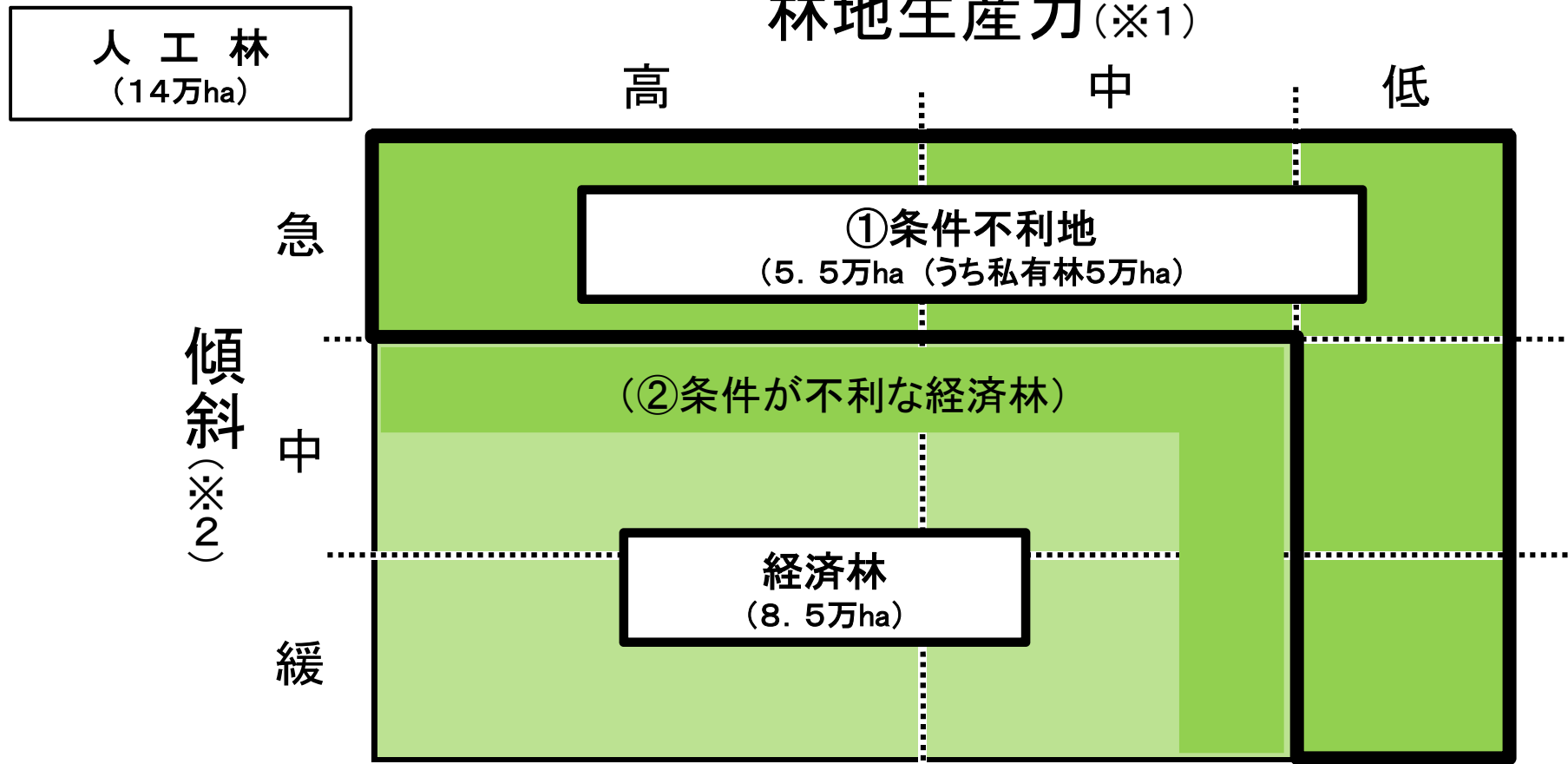
森林区分	考え方	具体的基準(方向・例)	
①条件不利地	自然的・地理的条件により自発的な施業が見込めない森林	<p>〔国森林環境税の検討過程で示されたもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜(※1)又は林地生産力が低い(※2)</li> <li>・または、車道からの距離1km以上</li> </ul> <p>〔他府県〕(別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「条件不利地」と「条件が不利な経済林」の区分がない</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道から200m超、傾斜35度以上</li> <li>・標高500m以上、林地生産力が低い</li> <li>・長期間放置(10・15年以上) など</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国森林環境税の検討過程で示されたものを「条件不利地」としてはどうか</li> <li>●「放置年数」を要件とすべきか</li> </ul>	全体 5.0万ha (私有林5.0万ha)
②条件が不利な経済林	経済林のうち自然的・地理的条件により採算性が低い森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道からの距離が300m超え(1km未満)</li> </ul> <p>〔他府県〕(別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●同上</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道から200m超</li> <li>・水源かん養等の機能を重視する区域</li> <li>・長期間放置(10・15年以上) など</li> </ul> </div>	全体 1.3万ha (私有林1.3万ha)

※1 傾斜度30度以上 ※2 樹木平均成長量 5m<sup>3</sup>/年未満

森林区分	考え方	具体的基準(方向・例)	
③集落管理の森林	集落が共有し管理する森林 (管理者の高齢化等により手入れが行き届かない森林)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産森林組合所有林、記名共有林、財産区有林</li> <li>〔他府県〕(別紙)</li> <li>〔・生産森林組合所有林、記名共有林 ・財産区有林、県・市町村営林も対象〕</li> <li>●公有林は対象とすべきか(国では対象外)</li> </ul>	全体10.6万ha (私有林10.0万ha) (公有林 0.6万ha)
④広葉樹(里山、ブナ等)	かつて薪炭利用等で手入れされていたものの現在放置されている里山やブナ林等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過密林</li> <li>〔他府県〕(別紙)</li> <li>〔・水源林や保安林等の広葉樹を対象〕</li> <li>●対象とする里山やブナ林等について個別に判断(判断の基準について別途検討が必要)</li> <li>●放置されている里山やブナ林等を過密林とみなしてはどうか</li> <li>●公有林は対象とすべきか(国では対象外)</li> </ul>	全体 4.0万ha (私有林3.5万ha) (公有林0.5万ha)

《合計》 全体 20.9万ha  
 (私有林19.8万ha)  
 (公有林 1.1万ha)

# <条件不利地と条件が不利な経済林>



※1 樹木の平均成長量及び道路からの距離を基に区分  
 「高」:8m<sup>3</sup>/年以上であって1km未満  
 「中」:5~8m<sup>3</sup>/年であって1km未満  
 「低」:「高」「中」以外

※2 「急」:30度以上  
 「中」:15度~30度  
 「緩」:15度未満

・森林簿上、上記以外の区分はしていない。

## <条件が不利な経済林について（国の取扱い）>

### 【考え方】

国は、施業の対象(集材の範囲)を車道からの距離300m以内と考えている。

### 【参考】

「森林・林業基本計画 関係資料」(平成28年5月 林野庁)より

#### 路網整備の考え方

##### ○基本的な考え方

- ・林地生産力が比較的高い林分等については、森林施業を積極的に実施することを前提として、効率的な施業に必要な路網を整備

##### ○路網整備水準の考え方

- ・車両系を主体とする作業システムについては、作業ポイントからの最遠集材距離が200m程度となるよう整備
- ・架線系を主体とする作業システムについては、最遠集材距離が300m以下となるよう整備

## ＜生産森林組合、記名共有林、財産区有林について＞

形態		定義	団体数	面積 (ha)		
				人工林	天然林等	
私有林	生産森林組合 所有林	・組合員が森林経営を目的として設立した 協同組合(生産森林組合)が所有する森林	174	51,605	5,102	46,503
	記名共有林	・地域住民等で構成される集団が所有する 森林	※1	48,778	4,172	44,606
公有林	財産区有林	・市町村の一部（財産区）が所有する森林	約50 ※2	6,110	955	5,155

出典：林政課「平成27年度新潟県内森林組合の現状」、治山課「平成27年度地域森林計画書」

※1 一人が複数の共有林に含まれたり、同じ共有林でも登記簿上の代表者が異なる等、まとまりを特定出来ないため集計不可。

※2 同じ財産区でも登記簿上の名称が異なる等、正確な数字の特定が困難。

## <広葉樹（里山、ブナ林等）について>

### 【設定条件の考え方】

森林の混み具合を示す収量比数( $R_y$ )※に着目し、 $R_y=0.8$ 以上の森林を対象としてはどうか

※収量比数( $R_y$ )

- ・森林内に存在する木の本数が適正であるかを判断するために用いる指標。最も混んだ状態を $R_y=1.0$ とする。
- ・広葉樹(ブナ)の場合、 $R_y=0.8$ 以上になると過密であり、間伐が必要と判断される。  
(「新潟県におけるブナ林二次林の施業指針(新潟県林業改良協会)」より)

### 【対象面積の算定】

新潟県が実施した森林資源モニタリング調査において、高木性広葉樹の森林が $R_y=0.8$ 以上と判定された割合で推計

森林資源モニタリング調査の結果

- ・高木性広葉樹林の箇所数141(①)、うち収量比数 $R_y=0.8$ 以上であった箇所数16(②)

よって、本県の広葉樹林面積が35.5万haであることから、過密林は $35.5\text{万ha} \times \text{②} / \text{①} \doteq 4\text{万ha}$

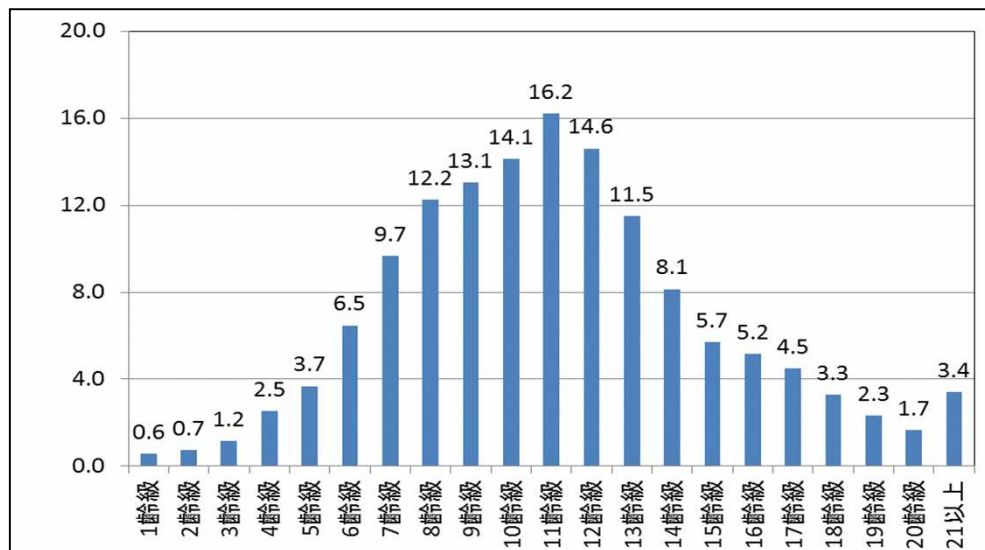
## 論点整理 2

### 公的関与が必要な森林施業の対象をどう考えるか

〔37府県の状況〕 間伐 37 府県

下刈り・除伐等 14 県

植栽 20 県



間伐 (約66%)

下刈り・除伐等 (約10%)

#### 【主な施業（面積割合）】

- 間伐（約66%）
  - ・混み合った林を間引くことで、林木や下層の植物の成長させ、土砂流出の抑制や水源かん養機能の高い森林に育成する。
- 下刈り・除伐等（約10%）
  - ・成長を阻害する他の植物を除去し、造林後の若齢木が健全に成長できる環境を整える。
- 植栽
  - ・伐採後や災害跡地などにおいて、人為的に樹木を植え、森林の公益的機能の速やかな回復を図る。

- 植栽や下刈り・除伐等を公的関与の対象とすべきか（本来は、経済林を育成するための作業）
- 国では、育成複層林へ誘導※するために行う植栽や下刈り・除伐等について対象と考えている。

※荒廃した人工林（針葉樹）を強度間伐し、広葉樹の植栽、自然発生により針広混交林化することで、手入れを不要とするための誘導

## ＜財源のあり方に係る議論のポイント＞

### 【第3回委員意見】

国対象の範囲からはみ出す部分、金額として不足する部分に対して、県独自の財源を充てるという考え方はあるが、不足する理由の説明が必要。

#### 論点1

- 国の対象範囲とならない部分について、県独自の財源を確保すべきか。
  - ・国の森林環境税(仮称)は、「条件不利地」(当検討委員会区分)を想定※
  - ※ 国における検討段階において提示

#### 論点2

- 国の対象範囲(「条件不利地」)であっても、国森林環境税(仮称)だけでは財源が不足する場合、県独自の財源を確保すべきか(不足額の根拠が必要)。